いじめ防止のための組織といじめがあった際の対応

日常の観察

児童本人からの訴え

保護者からの訴え

保護者・地域からの情報

周囲の児童からの情報

SC からの情報

いじめアンケート結果

きいてきいてカード

主任会等の情報交換

いじめかもしれないと疑わしい事案・いじめの把握
その日のうちに報告！

いじめ対策小委員会
（常時的ないじめ防止組織）
・校長・副校長・教務主任・生活指導主任
・生活指導いじめ防止担当者・養護教諭
報告・共通理解
調査方針決定・調査班編成

いじめ対策校内委員会
（小委員会委員含む）
（初期対応組織）
・主幹教諭・該当学年主任・担任
・スクールカウンセラー・その他、校長が必要と認めた者
調査・事実関係把握・報告

保護者

被害児童

加害児童

連携・相談

聞き取り・指導

適宜連絡・相談・連携
・把握した事実の報告
・指導方針の説明
・学校での様子報告
・学校と連携しての指導要請

SC

報告・共通理解

担任
全教職員

いじめをきっかけとした欠席の日数が 30 日を経過

・いじめを認知してから 15 日経過したが、解決に至らない場合。
・いじめの対応が長期間（15 日以上）に及ぶことが当初から予想される場合。
・いじめを受けた児童が長期にわたって欠席している場合。
・いじめの内容が極めて悪質であると考える場合。

いじめ対策外部委員会
（小・校内委員会委員含む）
（長期化、深刻化した際の対応組織）
・学校運営協議会委員
・その他、校長が必要と認めた者

連携機関
・市教育委員会
・子ども家庭支援センター「のどか」
・市教育相談
・小平児童相談所
・民生児童委員
・田無警察

指導主事に報告

方針に則った指導

経過観察 → **児童指導体制の再構築と指導の充実**